

## 75歳以上の金融所得が医療費・保険料へ反映

令和8年3月の閣議決定により、将来的に75歳以上の方の医療費負担や保険料の判定ルールが大きく変わる見通しとなりました。現役世代に直ちに影響はありませんが、親世代の負担増、そして自分自身の将来の資産形成に直結する重要なテーマです。

### I 結論:何がかわるのか?(制度の背景と時期)

現在、証券会社の「特定口座(源泉徴収あり)」で得た株の売却益や配当金は、確定申告を「しない(申告不要)」ことを選べば、医療保険料の計算には含まれません。

しかし今回の法改正案により、金融機関から行政(後期高齢者医療広域連合)へ、皆様の金融所得データを直接オンラインで連携する仕組みが導入されます。これにより、確定申告の有無に関わらず、特定口座の利益が自動的に**保険料**や窓口負担割合(**1割から3割への判定**など)の計算に組み込まれる見込みです。

### II 制度改正の背景と適用時期

現在の後期高齢者医療制度は、財源の約4割を現役世代からの支援金で賄っています。この改正は、現役世代の過重な負担を軽減し、多額の金融資産から利益を得ている方にはその負担能力(財力)に応じたご負担をお願いする「世代間の公平性」を図る目的があります。

なお、システム構築には時間を要するため、実際の運用スタートは「法律の公布から最長5年以内(令和13年頃)」となる見通しです。

### III 影響を受ける人・受けない人の境界線

#### 【影響を受ける方】

対象となるのは、**原則75歳以上の後期高齢者医療制度**に加入されている方です。

#### 【現状影響がない方】

現時点での法案では、75歳未満の国民健康保険加入者(個人事業主など)や、会社で社会保険に加入している会社員・役員の方への金融所得の自動反映は明記されていません。

### IV 負担増の影響

年金収入が年間270万円、特定口座での配当収入が年間50万円(金融資産2,500万円を想定)の75歳以上の高齢者について、改正前後の保険料負担と窓口負担割合を比較してみると下記の通りとなります。



出典:自由民主党ウェブサイト掲載の数値を基に弊所作成(2026年3月参照)

<https://www.jimin.jp/news/information/208655.html>